

駐車監視員活動ガイドライン

【荒川 警察署】

趣旨

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています(反則告知をしたり、金銭の徴収をしたりすることはありません。)。本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

留意事項

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、以下に示す「駐車監視員活動ガイドライン」の範囲内となりますが、当該ガイドラインの範囲外であっても、次の事情に該当する場合は、委託警察署長の指示に従い確認事務を行うことができます。

- (1) 活動場所に赴く途中等において、悪質性、危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
- (2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
- (3) 臨時的な祭礼・催物等により、駐車実態の悪化が予想される場合
- (4) その他、特に委託警察署長が指示する場合

参考事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外においても、必要に応じた取締り活動を行います。

※ 赤字表示は、新たに指定したもののほか、路線の延長、地域の拡大及び時間の変更を行ったものです。

重点路線

◎ 最重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← → 間		重点時間帯	備考
1	主要地方道306号	明治通り	荒川1-47先常磐線三河島ガード	西日暮里6-14先田端新町一丁目歩道橋	7:30-22	
2	主要地方道313号	尾竹橋通り	町屋3-23先荒木田交差点～宮地交差点	東日暮里5-10東日暮里四南交差点の間	8-22	
3	主要地方道58号	尾久橋通り	西日暮里6-51先	東日暮里5-15先竹台高校前交差点	8-22	
4	都道457号	道灌山通り	西日暮里1-1先明治通り宮地交差点	西日暮里4-23先	8-22	

◎ 重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← 間 →		重点時間帯	備考
1	区道	都電通り	荒川6-6先尾竹橋通り町屋交差点	荒川6-70先	9-20	
2	区道	日暮里中央通り	東日暮里6-60先尾竹橋通り日暮里駅前交差点	東日暮里4-1先	9-20	
3	区道	音無川通り	東日暮里5-51先～JR日暮里駅東口ロータリー～東日暮里5-40先	尾久橋通りの間	9-20	
4	区道	荒川中央通り	京成町屋駅前交差点	荒川4-1先明治通り荒川三丁目交差点	9-20	
5	区道	ひぐらし小南通り	西日暮里2-13先～同2-12先ひぐらし小南交差点	西日暮里2-15先	9-20	
6	区道	ルートにつぼり	西日暮里2-24先JR日暮里駅東口交差点	西日暮里5-24先	9-20	
7	区道	ゆいの森通り	町屋1-3先尾竹橋通り町屋一丁目交差点～町屋1-21先～荒川2-1先明治通りサンパール荒川前交差点		9-20	
8	区道	正庭通り	荒川1-49先明治通り	東日暮里1-19先東日暮里一丁目東交差点	9-20	
9	区道	かんかん森通り	東日暮里3-45先尾竹橋通り	東日暮里1-21先	9-20	
10	区道	あやめ通り	西日暮里2-1先	西日暮里2-16先	9-20	
11	区道	七五三通り	東日暮里6-3先	東日暮里6-37先	9-20	
12	区道	日暮里駅前ロータリー	西日暮里2-20先	東日暮里5-52先	9-20	
13	区道	冠新道	西日暮里6-5先	西日暮里6-65先	9-20	歩行者用道路16-18(買物)を除く

重点地域

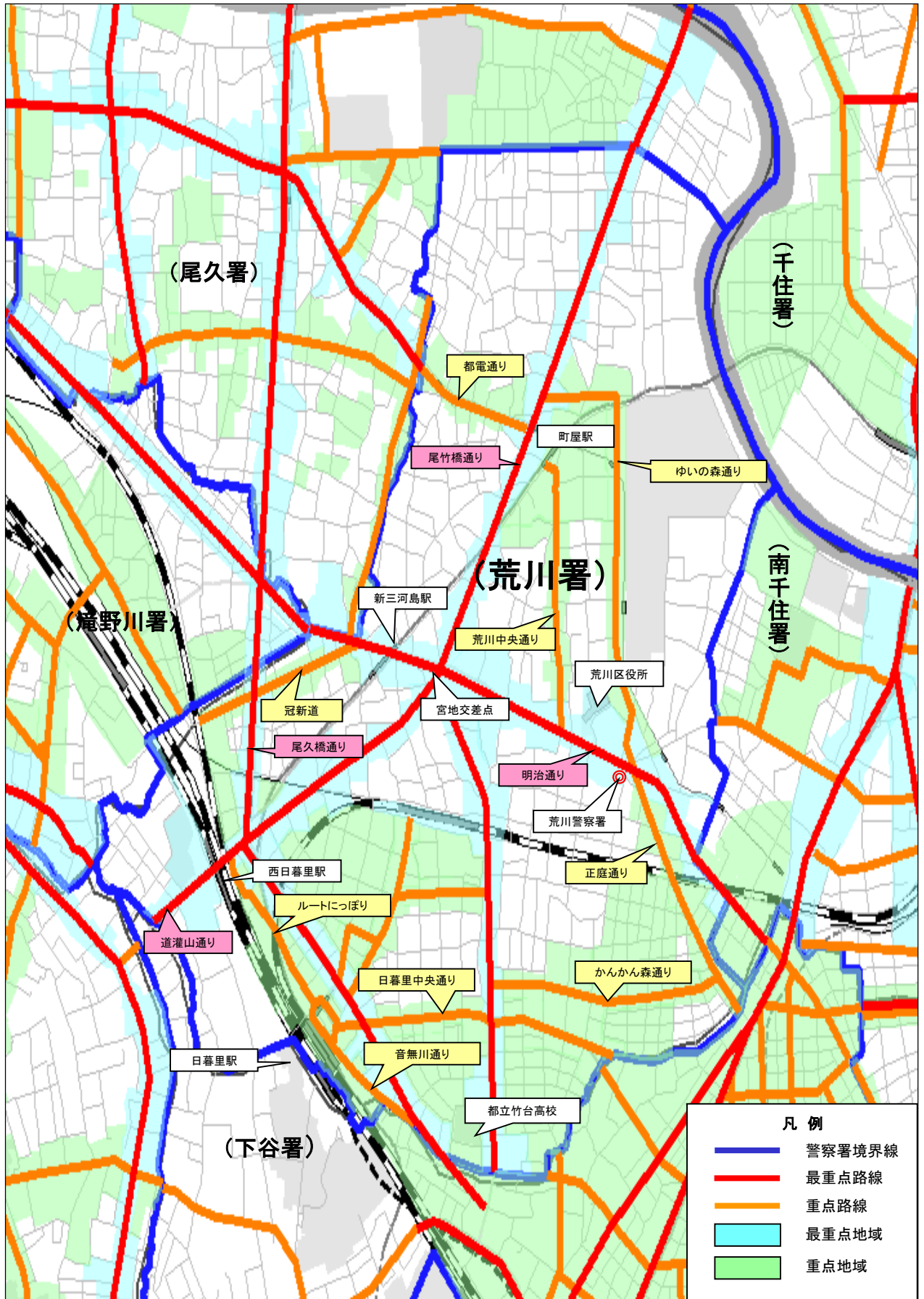
◎ 最重点地域

No	地 域	重点時間帯	備考
1	最重点路線(明治通り、尾竹橋通り、尾久橋通り、道灌山通り)周辺地域	—	最重点路線の時間帯と同じ

◎ 重点地域

No	地 域	重点時間帯	備考
1	重点路線周辺地域	—	重点路線の時間帯と同じ
2	JR日暮里駅周辺	9-22	
3	JR西日暮里駅周辺	9-20	
4	地下鉄町屋駅周辺	9-20	
5	都立竹台高校周辺	9-20	
6	東日暮里4丁目地区	9-20	
7	JR三河島駅南地区	9-20	
8	東日暮里2丁目地区	9-20	
9	西日暮里2丁目地区	9-20	

荒川警察署 駐車監視員活動ガイドライン



※ 重点(最重点)地域では駐車実態に対応した放置車両確認事務を行うこととなりますので、これに指定する「周辺」の範囲は、当該地図に明示するものと異なる場合があります。

Copyright(C)ZENRIN CO.LTD.(Z19LC第285号)
この地図の全部又は一部を複製することを禁じます。